

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）クスリのアオキ白石大畑店
白石市大畑一番106-1 外10筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地
- 3 市町村の意見の概要
 - （1）騒音について
 - イ 騒音規制法及び振動規制法に定める特定施設（法施行令別表第一）を設置する場合は、同法に基づく届出を設置工事着手予定日の30日前までに提出すること。
 - ロ 騒音振動等で周辺住民等に迷惑を掛けないよう注意するとともに、周辺住民等に作業の期間や内容を周知し、理解を得ておくこと。
 - ハ 用途地域内（指定地域）の場合は、特定建設作業に該当の可能性があるため、定格出力80km以上のバックホウ等を使用する場合は特定建設作業の届出すること。
 - （2）廃棄物について
 - イ 白石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第三条に基づき、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。
 - （3）都市計画法などについて
以下の関係法令等について、適切な対応をお願いする。
 - イ 都市計画法
所在地は第二種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%である。
 - ロ 白石市景観条例
所在地は仙南地域広域景観計画の区域内のため、事業内容によって届出を要する行為になる場合がある。

ハ 白石市立地適正化計画

所在地は都市機能誘導区域外であるが、居住誘導区域内である。事業内容によって届出を要する行為になる場合がある。

(4) 交通事故防止について

イ 以前より、市道白石田中線からひかり歯科医院北側の私有地（以下：当該地）を店舗への通路として利用する車が多く見受けられる。平成19年当時の航空写真を参照すると当該地の出入口に「止まれ」の路面標示と停止線が確認できるが現在は消えている状況である。今回、当該地を来退店経路としていないものの、現状、店舗駐車場から市道白石田中線へ、ほぼ直線で進入できる形状にあるため、店舗駐車場から当該地を経由し、市道白石田中線へ通り抜けできないような対策を講じるよう検討いただきたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大河原地方県政情報コーナー及び白石市役所

6 縦覧期間

令和8年2月6日から令和8年3月6日まで（ただし、閉庁日を除く。）